

野田市告示第64号

野田市養育費保証契約保証料の助成に関する規則（令和5年野田市規則第12号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
申請者 氏名 印
電話番号

野田市養育費保証契約保証料助成金支給申請書兼請求書
野田市養育費保証契約保証料助成金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

- 1 交付を受けようとする助成金の額 金 円
- 2 希望する支払金融機関

| | |
|---------------|-------|
| 金融機関名 | |
| 口座番号 | 普通 当座 |
| ふりがな 口座名義人 | |

| 同意書 | |
|--|--|
| (1) 受給資格の確認等するため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 | |
| (2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。 | |
| 申請者氏名 印 | |
| 注 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類のうち当該確認に係る書類を省略することができます。 | |

添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市養育費保証契約保証料助成金支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市養育費保証契約保証料助成金の交付については、次のとおり決定したので、野田市養育費保証契約保証料の助成に関する規則第7条の規定により通知します。

- 1 決定事項 交付 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長 ㊟

野田市養育費保証契約保証料助成金支給決定取消通知書

野田市養育費保証契約保証料助成金については、次の事由により交付決定を取り消すことに決定したので、野田市養育費保証契約保証料の助成に関する規則第8条の規定により通知します。

記

取消理由：

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。